

南相馬市長

住所
氏名
電話番号

空き家利活用推進事業補助金交付申請書

空き家利活用推進事業補助金の交付を受けたいので、同意事項に同意の上、南相馬市空き家利活用推進事業補助金交付要綱第7条に基づき関係書類を添えて申請します。

記

- 1 補助事業年度 年度
- 2 補助金交付申請額 金 円
- 3 補助事業費用 金 円
(改修費用 金 円) … (A)
(家財処分費用 金 円) … (B)
- 4 補助事業の工期 年 月 日着手(予定)
年 月 日完了(予定)
- 5 補助事業の内容 空き家改修
 家財処分
- 6 同意事項
 - (1) 要綱第3条の確認のため、奨励金交付日から起算して3年を経過する日まで、市の職員が、世帯の住民登録情報等を市の公簿で調査、照会、閲覧すること。
 - (2) 申請者及び事業を行う世帯の世帯員が、南相馬市暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員等ではないことを、市長が必要に応じ、その事実を南相馬警察署長に照会すること。
 - (3) 本市の住民として定住の意思を持って居住し、地域自治会に入会すること。
 - (4) 要綱第13条に規定する事項のいずれかに該当することとなったときは、同条の規定に基づき既に交付を受けた奨励金等を返還すること。
- 7 添付書類 裏面のとおり

【共通】

- (1) 事業計画書（別紙1）
- (2) 補助額算定書（別紙2）
- (3) 改修の内容が分かる内訳書（改修工事の見積書等）
- (4) 改修前の現況を確認できる写真
- (5) 改修部位を明記した空き家の平面図（間取り図等）
- (6) 処分する家財の写真（家財処分を行う場合）
- (7) 建築基準法（昭和25年法律201号）第6条第4項又は第6条の2第1項の規定により交付を受けた確認済証（同法第6条第1項の確認申請が必要な改修に限る。）
- (8) 南相馬市木造住宅耐震診断者派遣事業等による耐震診断を完了したことが分かる書類の写し（建築基準法施行令の一部を改正する政令（昭和55年政令第196号）による改正前の建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）の耐震基準で建築されたものである場合に限る。）
- (9) 不動産売買契約書の写しまたは賃貸借契約書の写し
- (10) 世帯全員の住民票の写し（1箇月以内に発行されたもの）
- (11) 戸籍全部事項証明書（1箇月以内に発行されたもの）
- (12) 妊婦がいる場合は、母子健康手帳の写し
- (13) 税の完納証明書又は非課税証明書（1箇月以内に発行されたもの）
- (14) その他市長が必要と認める書類

別紙 1

| 事業計画書 | | | | |
|-------------|-----------|---------|-------|---|
| 申請世帯の状況 | 続柄 | 氏名 | 生年月日 | |
| | 父／夫 | | 年 月 日 | |
| | 母／妻 | | 年 月 日 | |
| | 子 | | 年 月 日 | |
| | 子 | | 年 月 日 | |
| | 子 | | 年 月 日 | |
| | | | | |
| | | | | |
| | 転入予定日 | 年 月 日 | | |
| 空き家の状況 | 所在地 | 南相馬市 | | |
| | 契約日 | 年 月 日 | | |
| | 契約形態 | 購入 ・ 賃貸 | | |
| | 契約金額 | 円／月額 円 | | |
| 改修・処分の状況 | 改修業者 | 住所又は所在地 | | |
| | | 名称又は氏名 | | |
| | | 電話番号 | | |
| | 改修費用（事業費） | | (A) | 円 |
| | 家財処分業者 | 住所又は所在地 | | |
| | | 名称又は氏名 | | |
| | | 電話番号 | | |
| 家財処分費用（事業費） | | (B) | 円 | |

別紙 2

| 補助額算定書 | |
|---------------|--|
| 世帯の種類 | <input type="checkbox"/> 1 空き家活用者 <input type="checkbox"/> 2 空き家所有者 |
| 補助金額 (C) | 事業費 (A 円) $\times 2 / 12$ = (円) 上限 100 万円 |
| 加算金の区分 (D) | <input type="checkbox"/> 特定区域 事業費 (A 円) $\times 1 / 12$ = (円) 上限 25 万円 |
| | <input type="checkbox"/> 多子 事業費 (A 円) $\times 1 / 12$ = (円) 上限 25 万円 |
| | <input type="checkbox"/> 新婚 事業費 (A 円) $\times 1 / 12$ = (円) 上限 25 万円 |
| | <input type="checkbox"/> 就農 事業費 (A 円) $\times 1 / 12$ = (円) 上限 25 万円 |
| | <input type="checkbox"/> 移住 事業費 (A 円) $\times 1 / 12$ = (円) 上限 25 万円 |
| 家財処分 (E) | <input type="checkbox"/> 事業費 (B 円) $\times 1 / 1$ = (円) 上限 20 万円 |
| 補助金額 | (C) + (D) + (E) (円) |
| 他の補助金額 | (円) 予定 |
| 自己資金額 | (円) |